

令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

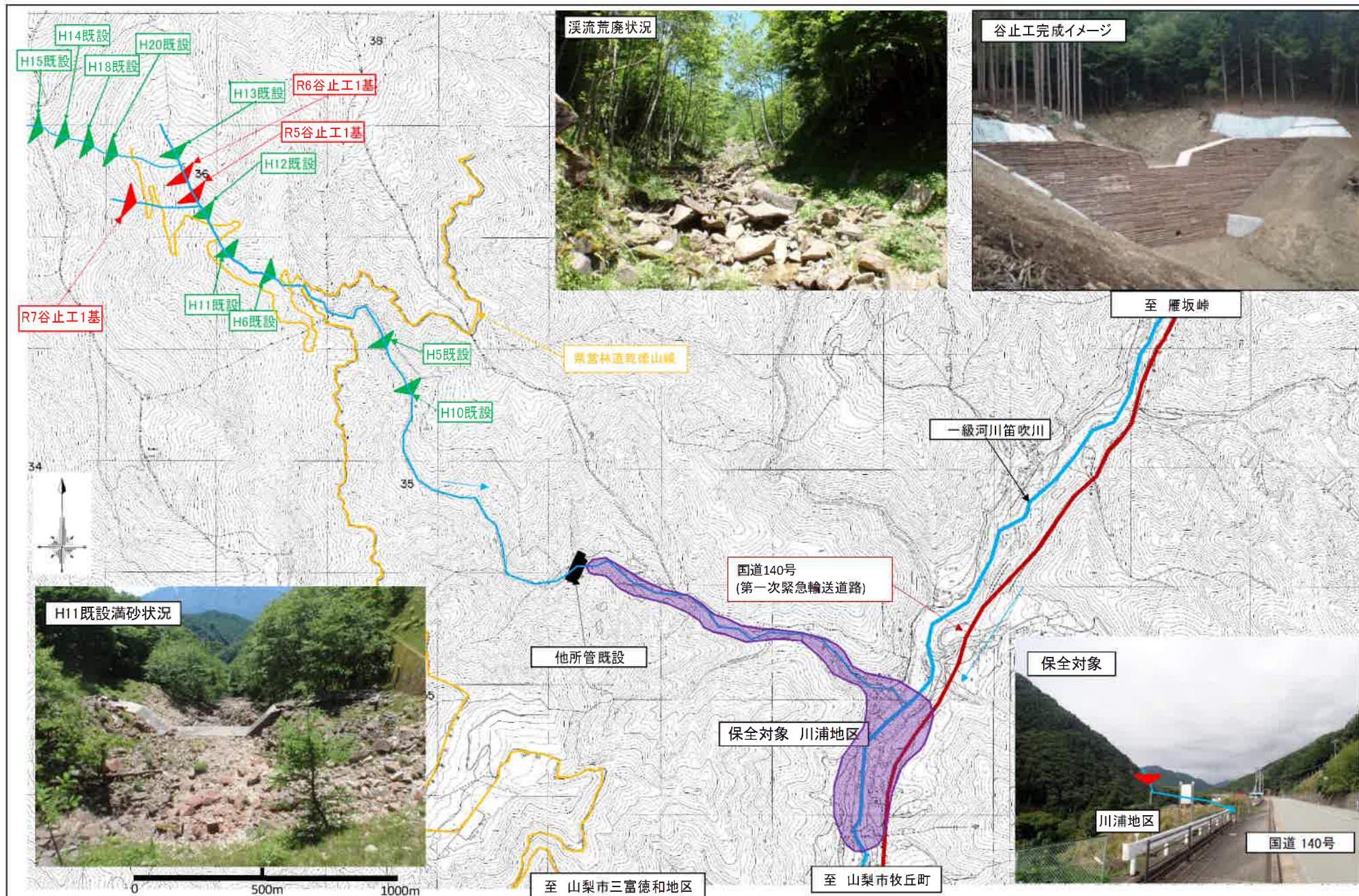
事業名	復旧治山事業	事業箇所	山梨市	三富上釜口	地内	地区名	青笹川(あおざさがわ)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要 ①課題・背景 本計画地は、山梨市三富上釜口を流れる一級河川笛吹川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送路の国道が多く含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響による渓岸浸食等により、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。		②整備目標・効果 □主要目標 <ul style="list-style-type: none"> ○土石流被害の防止 保全対象 人家12戸、国道300m 土砂整備率 (現況)46.6% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(第一次緊急輸送路 国道140号) (※評価基準値)		□副次目標 <ul style="list-style-type: none"> ○なし 		□副次効果 <ul style="list-style-type: none"> ○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道140号) 		(3)事業の妥当性評価			妥当 妥当でない
						①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当		○			
						②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当		○			
						③経済妥当性 ・費用便益比 便益(217.091百万円)/費用(100.914百万円)=2.15 > 1.0		○			
						④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当		○			
						⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当		○			
						⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当		○			
						⑦事業計画の熟度 ・県有林であるため土地使用に問題なく、保安林も指定済みであるため妥当		○			
						総合評価		[貢献度ランク:a]			
(2)整備内容 ①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 120百万円(国費 66百万円(5.5/10) 県費 54百万円(4.5/10)) ⑤年度別の整備内容 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 40百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。		⑥既整備内容・期間・事業費 平成5年～平成20年 谷止工10基 246百万円		【事業位置図等】 							

添付資料

事業名 治山事業[復旧治山事業(国補)]

事業箇所 山梨市三富上釜口地内

地区名 青笹川

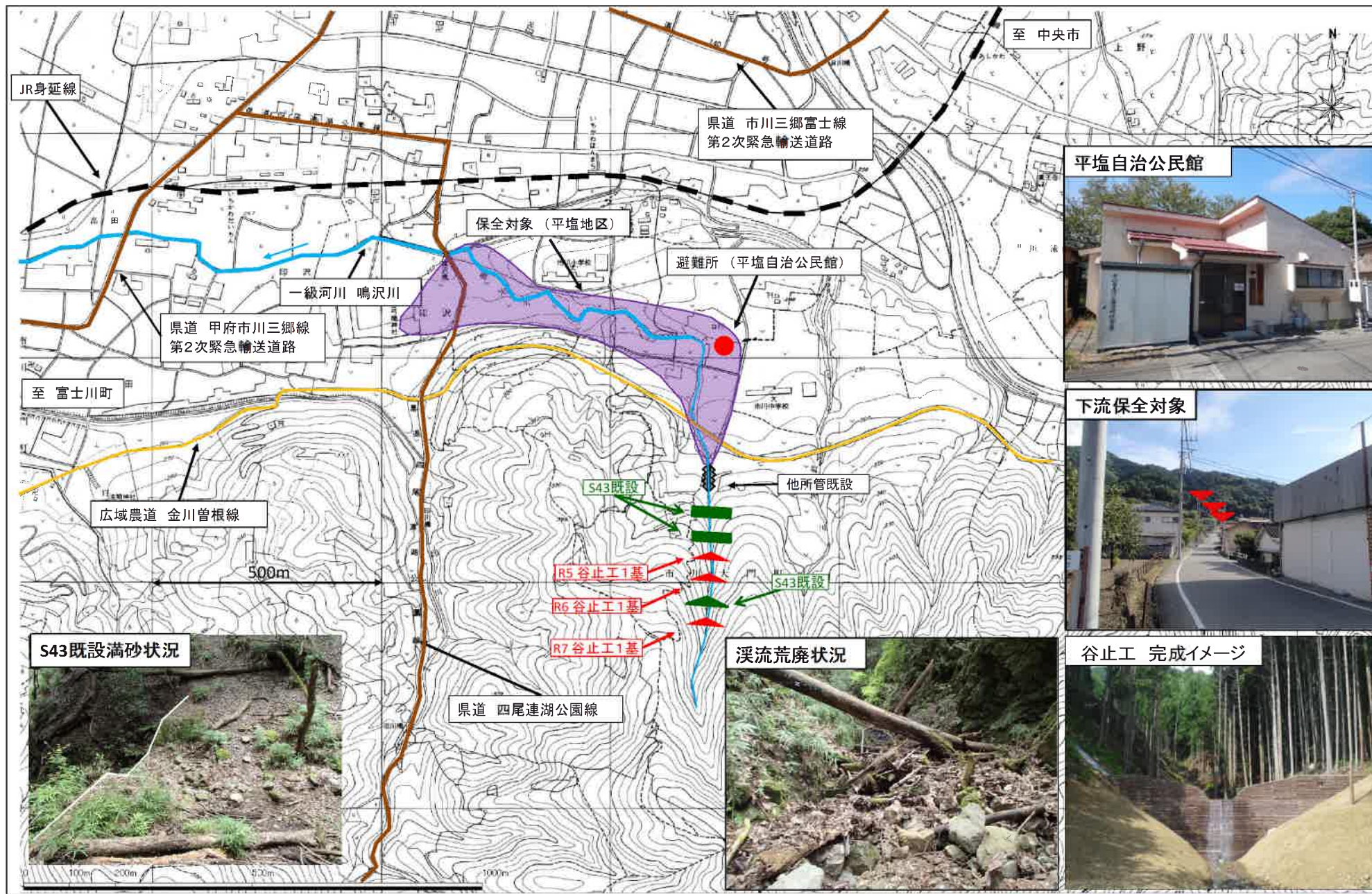


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	西八代郡	市川三郷町	市川大門地内	地区名	西平塩(にしひらしお)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、西八代郡市川三郷町市川大門を流れる一級河川鳴沢川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家や避難地等が含まれる防災上重要な流域である。 連年の豪雨の影響により溪岸浸食等が発生し、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸、県道100m、農道150m 土砂整備率 (現況)5.3% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (避難地 平塩自治公民館) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・費用便益比 便益(264.880百万円)/費用(109.652百万円)=2.42 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 妥当 妥当でない ○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない ○</p> <p>・地元市川三郷町より強い要望を受け計画しており土地使用や保安林指定に問題なく妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 130百万円(国費 65百万円(1/2) 県費 65百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 50百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和43年度 谷止工1基 床固工2基 護岸工16.5m 3.5百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

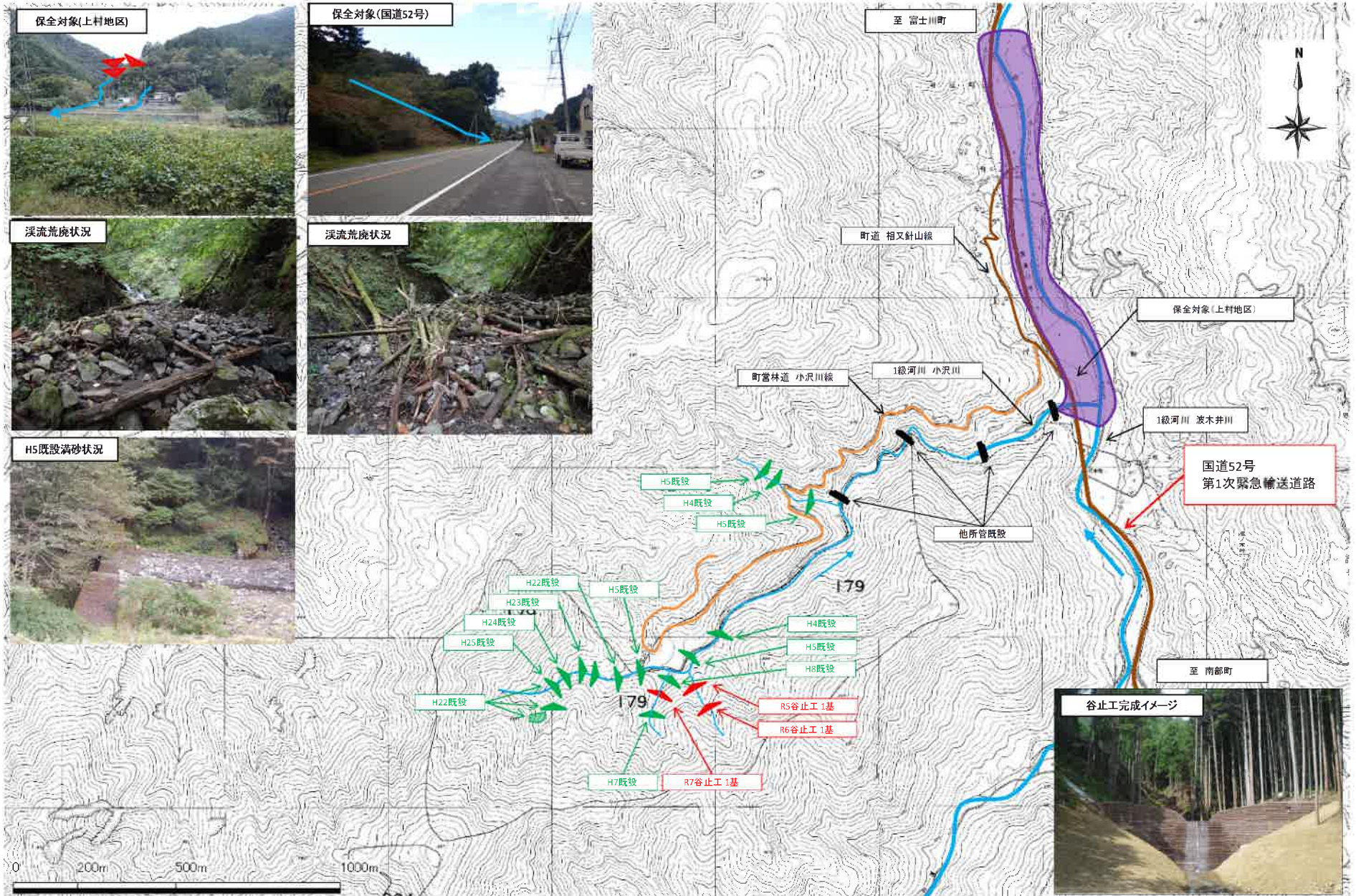


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	相又地内	地区名	小沢川右支流(おざわがわうしりゅう)	事業主体	山梨県														
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡身延町相又地区を流れる一級河川小沢川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸送道路の国道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、渓流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家11戸 国道1000m 土砂整備率 (現況)65.4% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道52号)</p> <p>(※評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被害時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道52号)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・費用便益比 便益(337.507百万)/費用(125.811百万)=2.68 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当。</p> <p>⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 妥当 妥当でない ○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない ○</p> <p>・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>																		
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 150百万円(国費 75百万円(1/2) 県費 75百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>55百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>H4~H25</td> <td>谷止工 14基</td> <td>H22</td> <td>山腹工 0.02ha</td> <td>421百万円</td> </tr> </table>					令和5年度	谷止工1基	45百万円	令和6年度	谷止工1基	50百万円	令和7年度	谷止工1基	55百万円	H4~H25	谷止工 14基	H22	山腹工 0.02ha	421百万円	<p>【事業位置図等】</p> <p>The map displays the project area in a red circle, situated near National Route 52 and the JR Shinen Line Shinen Station. It also shows the surrounding terrain and other local landmarks.</p>				
令和5年度	谷止工1基	45百万円																					
令和6年度	谷止工1基	50百万円																					
令和7年度	谷止工1基	55百万円																					
H4~H25	谷止工 14基	H22	山腹工 0.02ha	421百万円																			

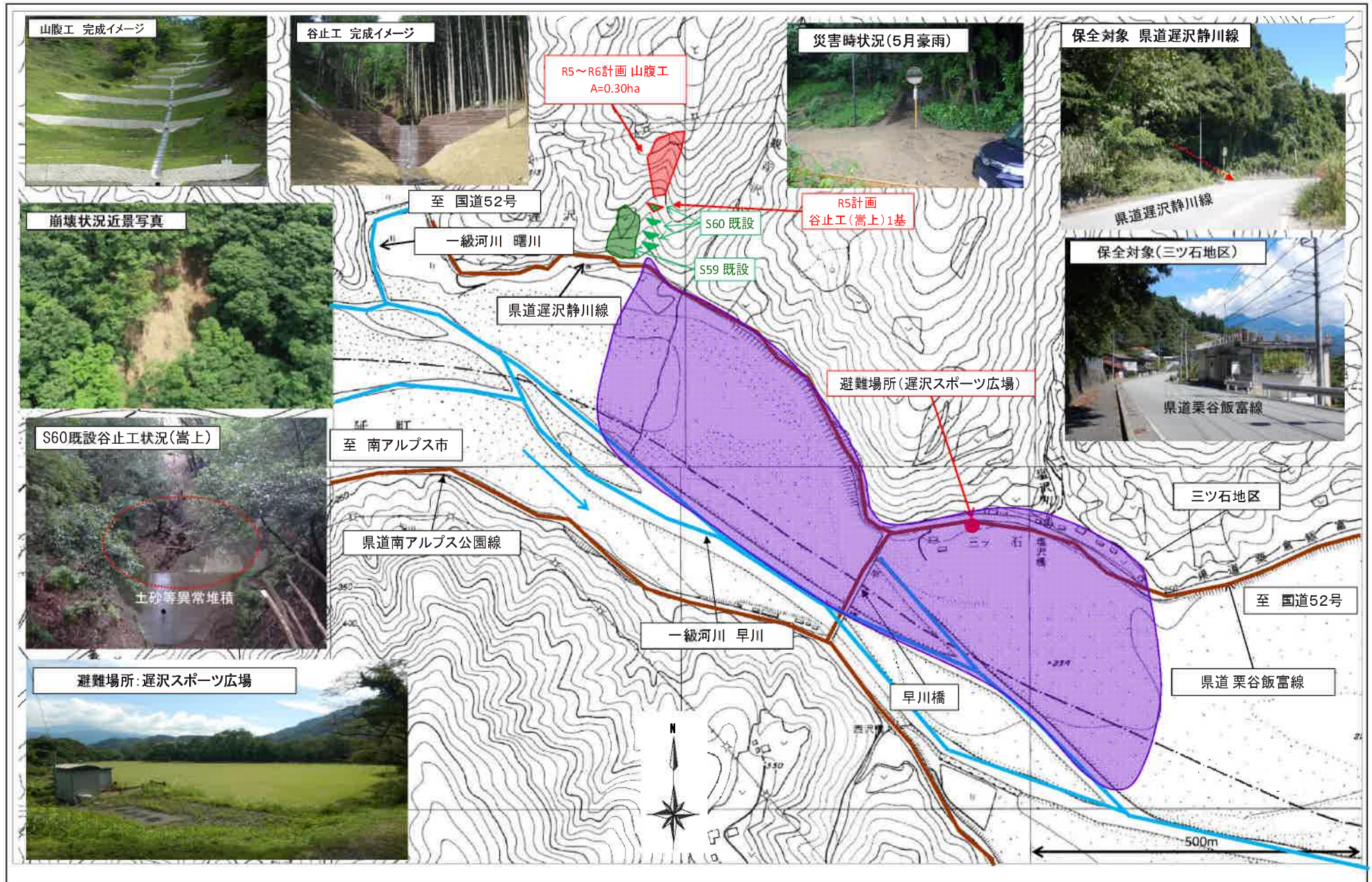


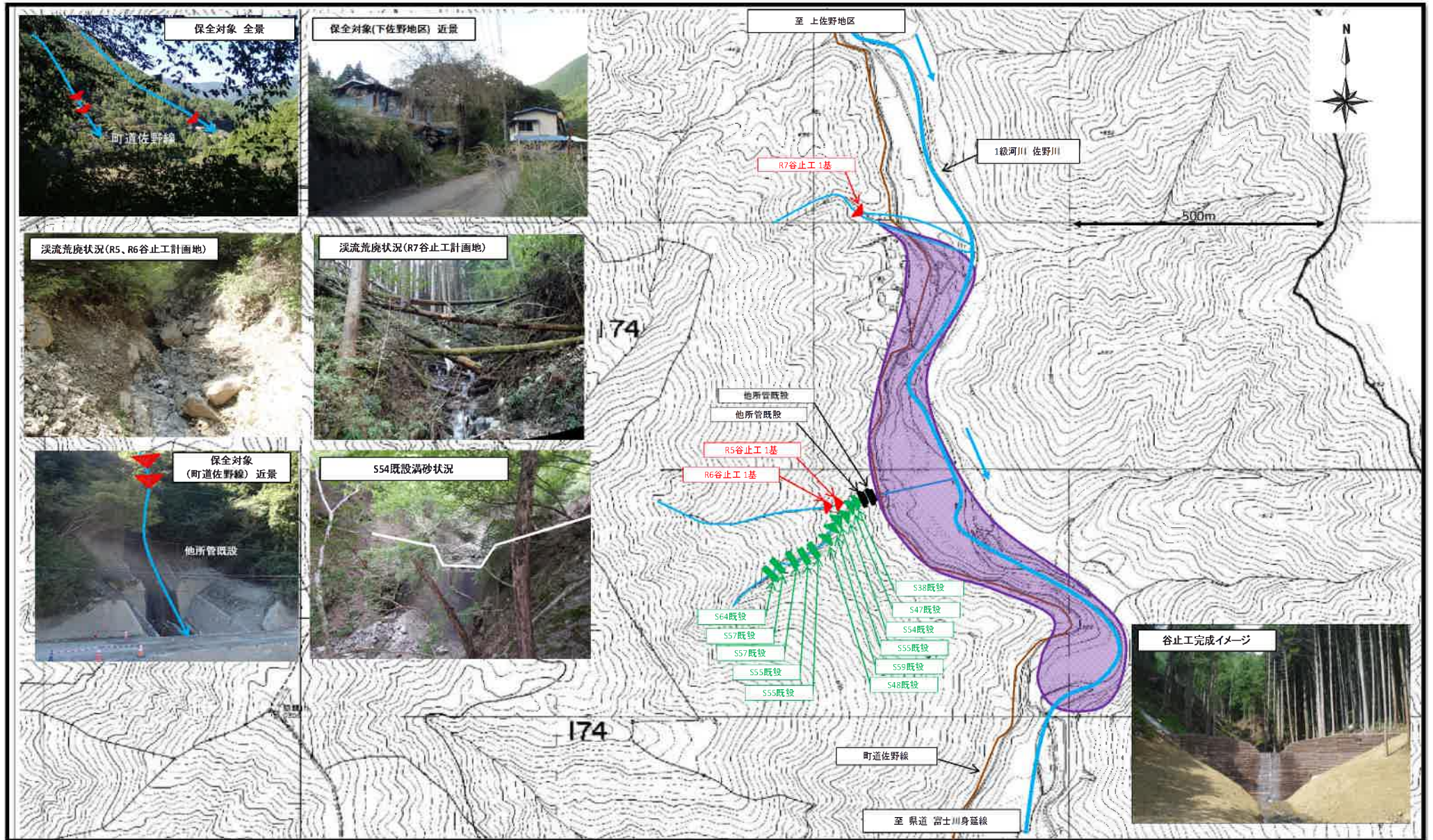
令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	遅沢地内	地区名	遅沢(おそざわ)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要 ①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡身延町遅沢を流れる一級河川早川の支流に位置する溪流で、保全対象には県道や避難地が含まれる防災上重要な流域である。 令和4年5月の豪雨の影響により山腹崩壊が発生しており、今後豪雨等により拡大し、その土砂が流出し被害を及ぼす恐れがあるため、早急に崩壊地の復旧作業を実施し、下流集落を保全する必要がある。					(3)事業の妥当性評価					妥当	妥当でない
②整備目標・効果 □主要目標					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当					○	
○土石流被害の防止 保全対象 県道900m 土砂整備率 (現況)30% < 70% ※ 災害実績 有 (令和4年5月27日豪雨) 重要公共施設 有 (避難地 遅沢スポーツ広場)					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当					○	
□副次目標					③経済妥当性 ・費用便益比 便益(288.573百万円)/費用(103.372百万円)=2.79 > 1.0					○	
□副次効果					④事業実施・規模の妥当性 ・発生源である山腹工の整備と堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、山腹工と谷止工(嵩上)1基の計画が必要であり、実施と規模は妥当					○	
○なし					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当					○	
○なし					⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当					○	
(※評価基準値)					⑦事業計画の熟度 ・地元身延町からの強い要望を受け計画しており、保安林も一部指定済みで、妥当					○	
					総合評価					[貢献度ランク:a]	
(2)整備内容 ①整備内容 山腹工A=0.30ha、谷止工(嵩上)1基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和6年度 ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 山腹工A=0.15ha、谷止工(嵩上)1基 75百万円 令和6年度 山腹工A=0.15ha 45百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したのではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 昭和59年～昭和60年 谷止工4基 山腹工0.10ha 32百万円					【事業位置図等】 						



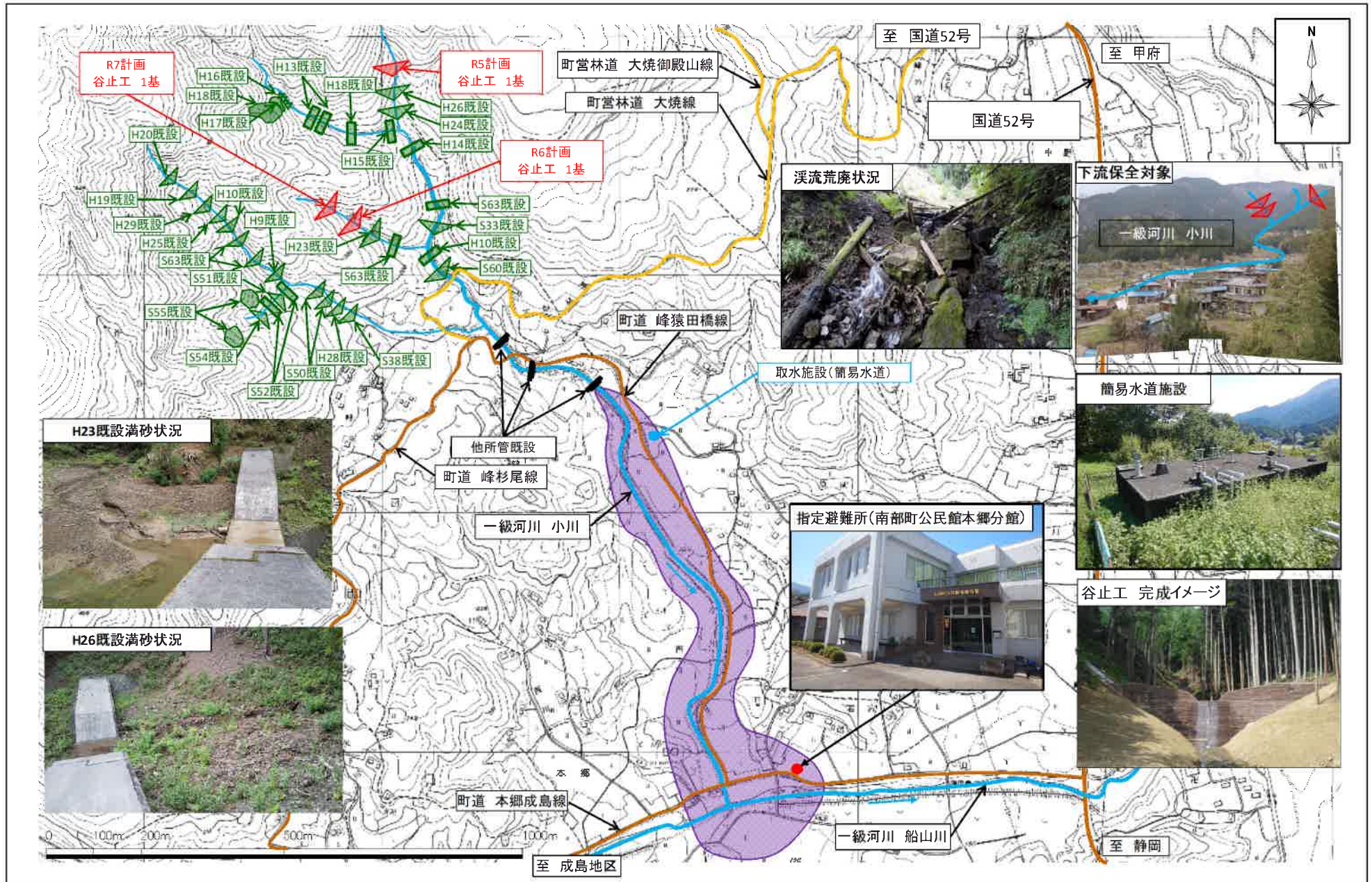


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	南部町	本郷地内	地区名	観音沢(かんのんさわ)	事業主体	山梨県										
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡南部町本郷地区を流れる一級河川小川の上流に当たる溪流で、保全対象は人家や避難地等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内に不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家14戸、町道400m 土砂整備率 (現況)63.9% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (避難地 南部町公民館本郷分館) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○飲雑用水の安定供給(本郷地区簡易水道施設)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(369.099百万円) / 費用(109.652百万円) = 3.37 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元南部町の強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題なく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>					<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 130百万円(国費 65百万円(1/2) 県費 65百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 50百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和33年度～平成29年度 谷止工 18基 床固工 10基 1230百万円 昭和52年度～平成19年度 山腹工 A=0.6ha 147百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

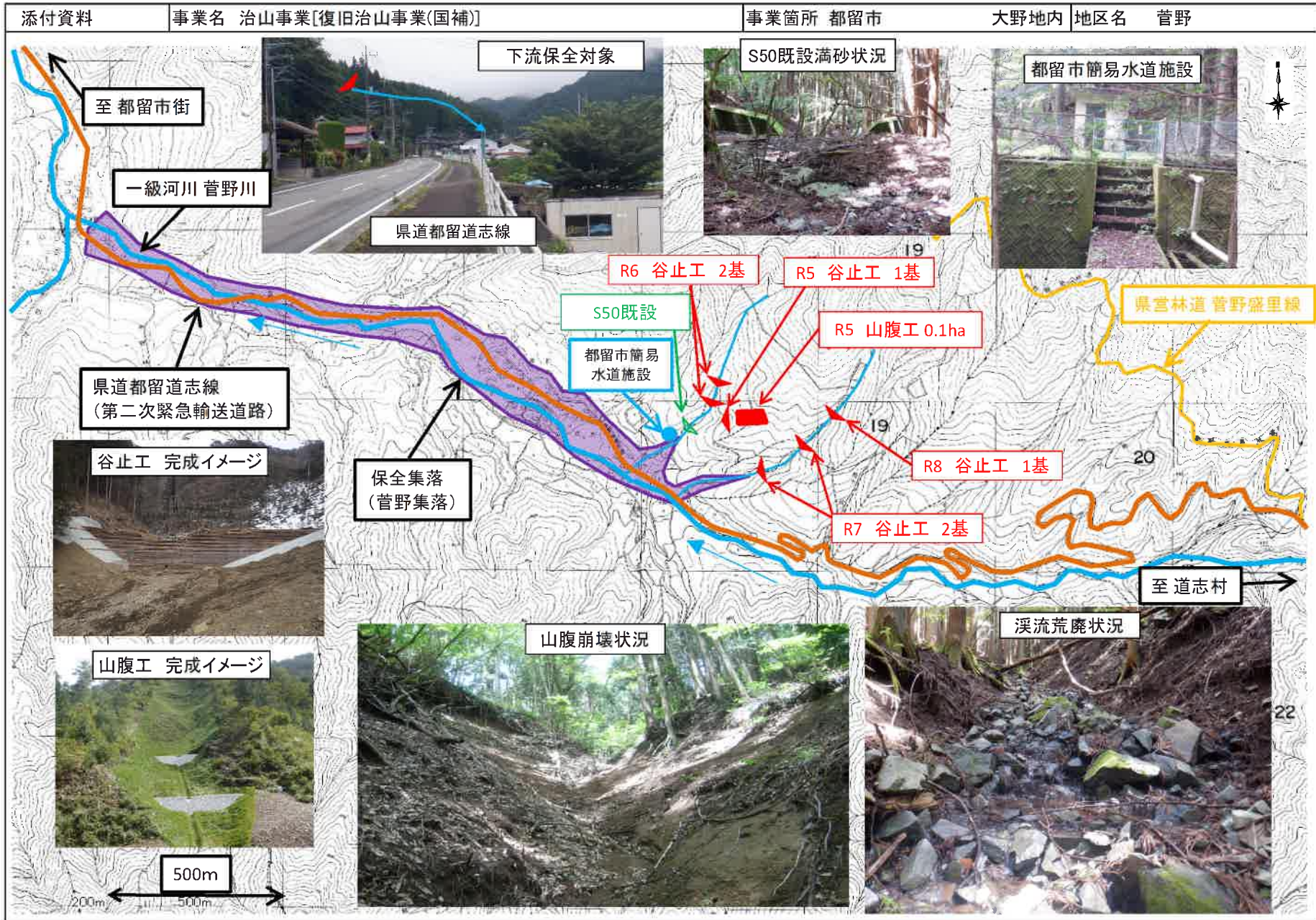


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	都留市	大野地内	地区名	菅野(すげの)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、都留市菅野地内を流れる一級河川菅野川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家等が多く含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家27戸、県道670m、 土砂整備率 (現況)0.6% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送路 県道都留道志線) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○飲雑用水の安定供給(都留市簡易水道施設) ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道都留道志線)</p>				<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・費用便益比 便益(481.701百万円)/費用(188.937百万円)= 2.55 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工6基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 妥当 妥当でない ○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮もしており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない ○</p> <p>・地元都留市の要望を受け計画しており、土地の使用や保安林指定に問題なく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工6基、山腹工A=0.1ha</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和8年度</p> <p>④総事業費 230百万円(国費 115百万円(1/2) 県費 115百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 山腹工A=0.1ha 50百万 令和6年度 谷止工2基 55百万円 令和7年度 谷止工2基 60百万円 令和8年度 谷止工1基 65百万円</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和50年 谷止工1基 10百万円</p>				<p>【事業位置図等】</p>				



令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南都留郡 富士河口湖町 大石	地内	地区名	奥川上流(おくがわじょうりゅう)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南都留郡富士河口湖町大石を流れる一級河川奥川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家が多く含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家20戸 土砂整備率 (現況) 10% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p> <p>(※評価基準値)</p>							<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当</p> <p>・費用便益比 便益(484.149百万円) / 費用(126.146百万円) = 3.84 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当</p> <p>・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工5基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>○ <input type="checkbox"/> 妥当</p> <p>・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価</p> <p>[貢献度ランク:b]</p>	
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工5基</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 150百万円(国費 82.5百万円(5.5/10) 県費 67.5百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和5年度 谷止工2基 55百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工2基 55百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 平成11年～平成13年 谷止工6基 204百万円</p>							<p>【事業位置図等】</p>	



添付資料

事業名 治山事業[復旧治山事業(国補)]

事業箇所 北都留郡小菅村

地区名 獅子倉

